

事務連絡  
平成30年10月17日

各  
（ 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 ）  
医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

### 衛生行政報告例における歯科技工所数の報告について

衛生行政報告例における歯科技工所数の報告については、「平成26年衛生行政報告例における歯科技工所数の報告の誤りについて」（平成27年12月28日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）（別添1）において、留意点等を示しています。

また、歯科技工所の管理体制については、「無届の歯科技工所における歯科技工の防止について」（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）（別添2）において、体制整備についてお願いしています。

過去の当該報告において、誤りが確認された事例について再度とりまとめて下記に示しますので、貴職におかれましては、これを御了知の上、誤りの発生防止及び歯科技工所の管理体制に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については政策統括官付参事官付行政報告統計室にも連絡済みであることを申し添えます。

### 記

1. 「衛生行政報告例記入要領及び審査要領」において、「歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する歯科技工所の年末現在数を、法第21条の規定による届出に基づいて、業務に従事する者数別に区分して計上すること。特に、歯科技工所の開設・廃止等の手続きの有無について十分に確認し、正確に計上すること。」とされているにも関わらず、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第5条第3項の規定に基づく業務従事者届により届出られた歯科技工所のみを計上し、報告した。

2. また、同要領において、「政令市又は特別区のある都道府県にあつては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。」とされており、当該都道府県内に開設されている歯科技工所全数を計上する必要があるにも関わらず、政令指定都市分のみ計上し、保健所設置市等のその他の保健所に届け出られた歯科技工所について、計上漏れがあった。

3. 平成 28 年衛生行政報告例より第 41 歯科技工所「業務に従事する者数別」の「5人以上」の区分が、「5～9人」、「10～19人」「20人以上」に細分化されているにも関わらず、「10～19人」並びに「20人以上」に区分すべき数を、「5～9人」の区分に計上し、報告した。

以上